道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第十九条第二項並びに第二十一条第三項第二号及び第三号の国土交通省の内部組織等を定める告示

（職員の引継ぎに係る国土交通大臣が定める部局又は機関）

第一条　道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（次条において「令」という。）第十九条第二項の国土交通大臣が定める内部組織は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　旭川運輸支局、青森運輸支局、秋田運輸支局、山形運輸支局、栃木運輸支局、山梨運輸支局、新潟運輸支局、富山運輸支局、石川運輸支局、長野運輸支局、福井運輸支局、岐阜運輸支局、三重運輸支局、滋賀運輸支局、京都運輸支局、和歌山運輸支局、香川運輸支局、高知運輸支局、佐賀運輸支局、長崎運輸支局、熊本運輸支局、大分運輸支局、宮崎運輸支局及び鹿児島運輸支局　次に掲げるもの

運輸企画専門官（登録担当に限る。）

習志野自動車検査登録事務所運輸企画専門官（登録担当に限る。）

袖ケ浦自動車検査登録事務所運輸企画専門官（登録担当に限る。）

野田自動車検査登録事務所運輸企画専門官（登録担当に限る。）

四　神奈川運輸支局　湘南自動車検査登録事務所運輸企画専門官（登録担当に限る。）

五　広島運輸支局　次に掲げるもの

運輸企画専門官（登録担当に限る。）

福山自動車検査登録事務所運輸企画専門官（登録担当に限る。）

六　福岡運輸支局　次に掲げるもの

北九州自動車検査登録事務所運輸企画専門官（登録担当に限る。）

久留米自動車検査登録事務所運輸企画専門官（登録担当に限る。）

（国有財産の無償使用に係る国土交通大臣が定める部局又は機関）

第二条　令第二十一条第三項第二号の国土交通大臣が定める内部組織は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　函館運輸支局、室蘭運輸支局、釧路運輸支局、帯広運輸支局、北見運輸支局、鳥取運輸支局、島根運輸支局及び徳島運輸支局　運輸企画専門官（登録担当に限る。）

二　青森運輸支局　八戸自動車検査登録事務所運輸企画専門官（登録担当に限る。）

三　山形運輸支局　庄内自動車検査登録事務所運輸企画専門官（登録担当に限る。）

四　栃木運輸支局　佐野自動車検査登録事務所運輸企画専門官（登録担当に限る。）

五　東京運輸支局　八王子自動車検査登録事務所運輸企画専門官（登録担当に限る。）

六　新潟運輸支局　長岡自動車検査登録事務所運輸企画専門官（登録担当に限る。）

七　長野運輸支局　松本自動車検査登録事務所運輸企画専門官（登録担当に限る。）

八　岐阜運輸支局　飛騨自動車検査登録事務所運輸企画専門官（登録担当に限る。）

九　愛知運輸支局　豊橋自動車検査登録事務所運輸企画専門官（登録担当に限る。）

十　福岡運輸支局　筑豊自動車検査登録事務所運輸企画専門官（登録担当に限る。）

十一　長崎運輸支局　次に掲げるもの

佐世保自動車検査登録事務所運輸企画専門官（登録担当に限る。）

厳原自動車検査登録事務所運輸企画専門官（登録担当に限る。）

十二　鹿児島運輸支局　奄美自動車検査登録事務所運輸企画専門官（登録担当に限る。）

2　令第二十一条第三項第三号の国土交通大臣が定める内部組織は、次に掲げるものとする。

一　宮古運輸事務所運輸企画専門官（登録担当に限る。）

二　八重山運輸事務所運輸企画専門官（登録担当に限る。）

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第五百四十六号

新千歳空港の施設について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月三十日　　国土交通大臣　石井　啓一

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　空港の名称及び位置　新千歳空港　北海道千歳市

三　変更した事項（変更前の事項については、平成二十九年国土交通省告示第三百十九号を参照）

イ　空港の範囲　別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分

ロ　空港の総面積　七百二十七万九千六百五十九平方メートル

（注）空港の範囲を示す詳細図を東京航空局新千歳空港事務所において縦覧に供する。

別図　新千歳空港

